

次に、議席9番、内海和子君。

〔9番 内海和子君登壇〕

○9番（内海和子君） 皆様、こんにちは。議席9番の内海和子でございます。議長のお許しいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。また、傍聴の皆様、午前中から引き続きどうもありがとうございます。

3月11日の東日本大震災から半年がたちました。収束しない原発事故や復興の遅れに震災各地ではいまだに人生の方向性が定まらず、立ちどまっている方も多いと思います。また、先ごろの台風12号では、和歌山県あるいは奈良県の各地で洪水などの災害に遭われた方々にも心からお見舞い申し上げます。こんな中での首相交代となり、政界も幾分明るい兆しが見えたような気がいたします。担当政権党の方には本当に頑張っていたきたいなと思っております。

そこで、今回も原発事故の後遺症とも言うべき放射線について、また政治に携わる者としての倫理観の確立という意味での政治倫理条例について質問いたします。なお、質問の中には重複するものもありますが、確認の意味で私なりにお伺いいたしたいと思います。

まず第1に、放射線関係での第1は、各小中学校や保育園での大気汚染の状況は現在どうなっているかということです。町では5月から各小中学校、保育園、役場など公共施設の大気放射線を1週間ごとにはかっていますが、最新の数値はどうなっているのか、お聞きいたします。

2点目としましては、その放射線測定結果が町のホームページでは中学校のみしか公表されていないのはなぜかということです。若いお母さん方の中にはインターネットで、あるいは最近境町でも開催されましたチェルノブイリのかげはしというNPO法人の方の講演会等で放射線については学習している方もたくさんいらっしゃいます。境町はどうかと心配になるのも無理はありません。そのような方の安心のためにも正しい情報は流すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目といたしましては、私立の幼稚園や保育園、あるいは子供が遊ぶ公園などの放射線測定はしないのでしょうか。公立でも私立でも境町の子供を預かっているわけですから、同じように測定結果は公表されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

4点目といたしまして、農地などの土壌検査をするということですが、その結果は公表されるのでしょうか。お米は大丈夫という結果が出たようですが、これからとれる冬野菜、特に境町の特産であるハウレンソウなどの葉物は気になります。

5点目といたしまして、子供たちが口にする学校給食の食材は大丈夫かということです。牛久市では市独自で食材を検査し、子供たちの内部被曝を少しでも防ぐ対策をしています。地産地消を願う私たちにとっては、それ以上に子供たちの内部被曝状況も気になります。軽減策をとっているのか、お聞きいたします。

6点目といたしまして、以上いろいろな思いがある放射線のことで、町独自で放射線測定器

を購入して、もう少しきめ細かく測定したらどうかと考えますが、いかがでしょうか。また、不安に感じている住民には貸し出して、自分で確かめてもらうのもよいことと思います。ほとんどが基準値以下の境町ですので、住民の安心感のためにもお願いしたいところです。私たちは福島第一原発事故が完全に収束しない以上、これから長く放射線とつき合っていかななくてはなりません。その意味で、放射線に対する正しい情報は欠かせません。坂東市では境町より放射線量が低いにもかかわらず、マスク着用の経費まで東電に要求したとホームページに載っていました。各種の放射線結果も詳しく載っています。

そこで、7点目といたしまして、最後にお聞きしたいのは、基準値以下でもとても心配する方もいらっしゃると思います。町として住民の安心のために何かしらの対策を考えているか、お聞きいたします。

次に、政治倫理条例についてです。先ごろ茨城県の出先機関である境土地改良事務所と境工事事務所を舞台に県西地域での官製談合が発覚いたしました。昨年9月、公正取引委員会の立ち入り検査があり、新聞等で大きく報道され、ことし8月に独禁法違反の談合が認定されたわけです。既に県では知事が陳謝し、59社に指名停止をしました。本町においてもその建設業協会に属していた境町の業者7社を含む37社を1年間の指名停止としたところです。報道によると、この地域独特の寛容さが慣習となり行われたのではないかということですが、公正な入札が行われていなかったとしたら、それは制裁に値すると思います。実直な業者が憂き目を見るようなことがあってはなりません。

茨城県ではさきの県知事から各市町の首長などの不祥事が長く続いていたことは皆様ご存じのとおりです。当時の地域の雰囲気として何が正義で、何が不正なのかわからず、その不透明な地域の状況を見ていたことが今日私が議員となる原点でもありました。当時市民オンブズマンが形成され、各地で政治臨時条例ができました。現在40市町村中27自治体にあります。

境町では議会で平成元年に請負入札制度の適正化に関する決議がなされ、平成4年の申し合わせ事項には、この決議を遵守し、町等の公共団体に対する商取引も自粛すると議会報に載っていました。当時の建設委員会では政治倫理条例制定のために土浦市や福岡県の勝島町へ研修に行かれたようですが、境町では国の法律に従った町長の資産公開等で様子を見ようということになったようです。そして、平成6年3月議会で再度申し合わせをしています。

その後、研修当時は要綱であった土浦市も平成10年9月に条例化しました。この土浦市を初め龍ヶ崎市、守谷市等、最近の筑西市に至るまでほとんどの市は制定、策定しています。町レベルでも茨城県、城里町、大子町、阿見町、利根町、そして美浦村と制定されています。残念ながら県西地区の古河市、坂東市、五霞町にはありません。今回の官製ではありますが、談合行為があったということはこの地域の倫理観にも原因があるのではないかと考えたくになります。

私は平成16年3月議会でこのことについて質問しています。町長はご自身の資産公開があるからという理由で議員立法でやるべきではとお答えをいただきましたが、果たしてそうでしょうか。問題は、

公職にある者の倫理観です。町長はもちろん、特別職の副町長、教育長、そして私たち議員も該当します。資産の公開だけが政治倫理に基づく遵守事項ではありません。どうことが遵守されるべきかという、不正疑惑行為の禁止、地位を利用しての口きき等の禁止、公共工事、物品の購入等の有利な取り扱いの禁止、職員の採用あっせんの禁止、他団体からの寄附等の禁止、公共施設等の入所、入居の推薦等の禁止、許認可等の有利な取り扱いの禁止などです。これらに一定のルールをつくることによって住民の利益と透明性が図られるのではないのでしょうか。それこそ開かれた議会であり、行政であるわけです。住民は一層行政が公明正大に行われていると感じるでしょう。条例策定の意味は、住民への利益であり、公正な情報公開でもあるわけです。最近行政側からは協働のまちづくりという言葉が各所に出てきます。全員参加のまちづくりは大いに賛成です。それでこそ民主的な社会となるでしょう。しかしながら、それも情報の共有があつてのこと、住民にとってはいつの間にか一方的に物事が決まっていく疑惑がいつもあるようです。政治倫理条例を制定することによって明確なまちづくりが推進できるのではないのでしょうか。当町で策定されれば、町長が常日ごろ言われています誠実、公平、公正、安心、安全、そして何よりも透明化が図れるのではないのでしょうか。この地域のためにも率先して策定されることを期待いたします。

以上、前向きなお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

〔副町長 齊藤 進君登壇〕

○副町長（齊藤 進君） それでは、私から内海議員さんのご質問に対しお答えを申し上げます。

まず、1項目めでございますが、放射線問題についての7点につきまして私のほうから答弁をさせていただきます。内容的に昨日の倉持議員さんの一般質問にもお答えをしておりますので、一部重複をする部分があるかと思いますが、ひとつご理解を願いたいと思います。

1点目の各小中学校や保育園での大気汚染の状況はどうなっているのかということでございますが、町が独自に行っております放射線量率の測定につきましては、5月23日に茨城県から放射線モニターが貸与されたことに伴いまして、5月25日以降毎週水曜日に保育所、児童クラブ、あるいは小中学校等々を中心といたします公共施設16カ所を中心に定期的な測定を実施をしております。以上の測定結果につきましては、いずれの測定値も基準値を大幅に下回っておりまして、町といたしましては健康に影響のあるレベルではないというふうに判断をしているところでございます。

ご質問の中で最新の結果は今どうなっているのかということがございましたけれども、16カ所中、一番低いところで境小学校が毎時0.069マイクロシーベルト、さくらの森パークが一番数値としては高いわけでございますが、それでも0.102マイクロシーベルトというふうなことになってございます。毎週水曜日に測定をさせていただきますので、おととい9月の7日に測定をした数値ということでございま

す。

続きまして、2点目の一部ホームページに公表されていないのはなぜかというふうなことにつきましてお答えを申し上げます。町が独自に行っている放射線の測定につきましては、先ほど申し上げましたように16カ所で行っておりまして、結果につきましても健康に影響のあるレベルではないということですが、測定した全地点の公表につきましては、数値に対する考えというのが人によって相違があると思われるわけですが、健康に影響のないレベルであっても危険であるというふうに感じる人もいるだろうというふうに考えられるわけですが、また、測定値はその日の天候とか気温、風向きなどの気象条件や測定地の立地条件等により、ほんのわずかではありますが、違うようでございます。そういったことから、町といたしましては、住民の不安を憂へておられることがあってはならないといたしまして、現在境一中と二中の2カ所を公表としておるということでございますので、よろしくご理解をお願いを申し上げたいと思います。これは、境町がちょうど一中学区と二中学区というふうなことの考え方に沿っているということでございます。

続きまして、3点目の私立幼稚園や保育園、子供が遊ぶ公園などの測定はしないのかということですが、町で行っている公共施設の16カ所の測定以外では、測定依頼があれば、あるところには職員が出向いて測定をするというふうなことでございます。私立幼稚園等の結果公表の有無につきましては、それぞれの判断に現在お任せをしておるところでございます。町では公表はしておりませんので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。

続きまして、4点目の農地などの土壌検査の結果は公表されるのかとのご質問でございますが、農地の土壌検査につきましては、国において福島県を初めとした近接する5県の計6県につきまして、農作物生産に向け、農地土壌における放射性物質の実態を把握する目的で、県を通じまして県内各市町村1地点の調査を実施してきたところでございます。その結果が8月30日に公表されまして、当町におきましては、土壌中の放射性セシウム濃度は89ベクレル、これは土1キログラム当たりということでございます、という結果になってございます。この結果につきましては、農林水産省のホームページで公表がされたところでございますが、町のホームページからもリンクをすることができるようになってございますので、ひとつご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、5点目の給食の食材は安心かとのご質問でございますが、先ほど午前中の中村治雄議員への答弁内容とも重複をいたしますが、ご理解を願いたいと思います。放射性物質に伴う給食の安全性につきましてでございますが、農産物につきましては、県が放射性物質検査を実施をいたしまして、国が定める基準値を超えた場合は出荷規制はされますので、市場には安全な食材しか流通しないものというふうに町としては認識をしているところでございます。なお、今後、午前中何回も申し上げますが、食材の内部の放射線の検査ができる測定器が9月16日、境地域農業振興協議会で購入をするという予定になってございますので、安全な給食を提供するための食材の検査につきまして、

協議会とその利用等々について現在協議を行っている、こういうことでございますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

きのうの一般質問の答弁の中でも出てきておりますが、そのような方向性で、まだ確定ではないわけでございますが、現時点ではそういったことでひとつご理解をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

続きまして、6点目の町独自で放射線測定器を購入してもう少し細かく行っていったらどうなのか、また個人に貸し出しをしたらどうなのかというご質問でございますが、議員ご承知のとおり、町内の測定結果を見ますと、どの地域を見ましても、その16カ所の結果それほど結果に差があるというふうには現時点では思えないわけでございますが、場合によっては現在の測定器を利用しながらもう少し多くの地点で、多くの場所で測定をすることは可能でございます。放射線の測定器の増設につきましては、町民の方から測定をしてもらえるのかという問い合わせは現在まで実は1件あったのみでございまして、現在の測定器のみで十分ではないかというふうに考えているところでございます。

個人への貸し出しでございますが、県からの貸与品という扱いでございますので、貸し出しはしたがって行ってはしないわけでございますが、ただ放射線量の測定要望があるという場合には、職員が出向いて測定をするというふうなことで対応をいたしたいというふうに考えているところでございますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、7点目の基準値以下であっても不安な方もいるので、町としての対策は考えているのか、こういうことでございますが、先ほどの一部ホームページに公表されていないのはなぜかという中でもお答えを申し上げましたように、数値に対する考え方、とらまえ方というのは若干人によって相違があるだろうというふうに思われておりますが、健康に影響のないレベルであっても危険と感じる方もいるのも事実でございます。また、今回の深刻な原発事故による影響の大きさ、あるいは関心の深さ、こういったことから町としてのこれからの対応といたしましては、きのうも若干申し上げましたけれども、来る10月の8日に予定をしておりますが、境の中央公民館におきまして、特に一般町民の方を対象といたしまして、特に私どもとしては保護者もあわせて中心にといたしますか、そういったことで放射線に関する専門家でございます茨城県の原子力安全対策課の専門家をお招きをいたしまして、講演会を開催が予定をしているところでございます。きのうも申し上げましたけれども、議員さんの提案やまろもろあることにつきましては、私のほうでまとめまして事前にその講師のほうに内容等を、質問等をお願いをいたしまして、そういったことにつきまして回答をいただくと同時に、放射能に対する認識というのをさらに一層深めていって、今後の対応はどういうふうにしていったら一番ベストなのかというようなことの講演会を予定をしておるということでございますので、ひとつよろしくご理解のほどお願いを申し上げたいと思います。

1項目めにつきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 1点目の大気の測定はしているのは存じておりましたけれども、それではその一番最終の9月7日が載っているものについて、後で資料お願いいたします。多分いただけていないと思いますけれども、お願いいたします。

それから、2点目の一中と二中しか公表されていないということで今お聞きいたしましたならば、いろいろ天候や何かにもよるし、余り不安をあおってはいけないという配慮のようですけれども、逆に正しい情報が入っていないために不安になる方もいらっしゃると思いますので、ここはほとんど基準値以下ですので、やはり公表しても私は差し支えないのではないかなと思うのです。そして、特に幼稚園といいますが、保育園とか、小学校のほうが本当は気になる場所なのです。いろんな放射線の影響が及ぶ、小さいうちに及びますから気になる場所なものですから。せっかくそうやって調べていらっしゃるのだから、ぜひ公表していただきたいなと。そして、ほかの地域はほとんど全部公表していますよね、どういうところでも。しています。ちょっと今思いつかないので、市は全部していますよね、何かいろんな公園や何かすべてしてたりしますけれども。ですので、ぜひそこはお願いしたいなと思っています。多分坂東市でもやっていたと思います。ですので、それは私は差し支えないのではないかなと思いますので、その点はいかがでしょう。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答えさせていただきます。

その公表につきましては、はかる場所は生活安全課のほうで職員がはかっております。公表につきましては、この近辺公表しているところ正直言って余り少なかったのです。それで、生活安全課のほうに公表してほしいというふうな要望が電話でも入ってきた場合には公表することにしようという話はしてありました。ところが、そういう要望はほとんどないみたいでありまして、なぜ公表しないかというよりは、先ほど言いましたけれども、1つは、測定器、これ1台で町でやっています。何台も買ったかどうかという人もいるのですけれども、きのうもテレビでやっていたから、国民生活センターのほうのホームページ引いてもらうとわかりますけれども、1台の機械でもはかる時期、角度、時間、それによって差が出てくるのです。機械によっては1マイクロシーベルトから8マイクロシーベルトまで、1ですからね、0.1ではないですから。それくらいの差があるのだそうです。きのうテレビで、これ国民生活センターでやったデータが全部放送でやっていたけれども、ホームページでも公開していますと書いてありましたけれども、そういうことも実際あるし、私は正直言って1,000分の1、1万分の1という数字が機械で本当に正確にはかれるのかという疑問は最初から持って

います。絶対に誤差が出る。はかる人によっても誤差が出る。高さによって既に50センチと70センチでは差が出ます。1メートルではもっと下がります。これ、では1メートルのときのが必ずしも高いのかというと、そうでもないのです。それくらい差が出るのです、機械は。ですから、その1万分の3ミリの違い、0.07マイクロシーベルトのところを例えば境小だとします。0.11マイクロシーベルトが森戸だとします。森戸の人はこの0.03の違いで物すごく不安に感じてしまうおそれがあるのです、人によっては。これ間違いなくあると思うのです。そのとらえ方なのです。ですから、本当に正確にそれが間違いのないものだったら全部私は公表しても問題ないと思うのですけれども、はかる時間によっても違いますし、位置によって、この向きによっても違うそうです、機械の。そういうもので差が出ているわけですから、その誤差のあるものを公表して行って、より一層不安をあおるようなことはいかなるものかというのがこの最初に公表しないで、役場と一中と二中だけでいいだろうという、こういう判断をさせてもらった。ただ、住民の皆様が本当に不安で、どんどん意見が、公表したらどうですか、公表してほしいという声があれば、それは公表しましょうと。公表してほしいという人には、いつでもデータはありますから差し上げなさいと、こういう指導を、これは私のほうで実はしてまいりました。

ただ、きのう見てびっくりしたのですけれども、ああ、確かに言われてみれば1万分の1をはかるのですから、誤差が出て当たり前だと、私はそれもともと持っていたものですから、それが国民生活センターのいわゆる測定器を何十種類か集めてはかった結果として、誤差はすごい誤差があるのですね、機械によっては。2万、3万の機械ですと、高いものとは3マイクロシーベルトか、4マイクロシーベルトの差が出るのです。そういうものがありましたので、そのような対策をとらせていただきました。今後住民からぜひ公表してほしいということであれば、これは公表するのは何の問題もないのですが、やたらに心配をしてほしくないのです。危険な状態であれば、町のほうでちゃんと対応します。少なくとも0.3以上出たら、これは土壌の削除とかいろんなこと手をつけなければいけないと思いますから、そういうレベルではありませんので、とりあえず心配をしないでほしいと、こう思っております。

それと、民間なのですけれども、これ私のほうで全部私立の幼稚園、保育園にお願いをしました。もしご希望でしたらはかっておいてくださいということで、実際に計測はしております。ただ、民間のほうでもそういう数字ですから、恐らく公表はしないと思います。大丈夫ですということだと思っておりますけれども、全部声をかけておりますし、公園とかそういうところも計測はさせていただいています。そういうレベルでありますので、レベルが危険にちょっとでも近づいたレベルになったときは、町としてはしっかりと対応して住民の皆さんにもお知らせをいたしますので、ぜひ安心をしていただきたいと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） やたらに不安をあおらないというのは確かかもしれませんが、逆にやっぱり数値が全くわからないので不安という方も中にいらっしゃるわけですので、私はこれは一向に差し支えないかなと思っています。しかしながら、要求すれば出していただけるということですので、それで。なぜ大丈夫かといいますと、誤差があることはもう十分どなたもご存じだと思いますし、それから何日かやっていますから、比べれば幾らかそこで大体のものがわかると思うので、そういう意味では公表して何ら差し支えないかなと私は思っておりますので、ぜひそういう方向にしていればありがたいなと思います。しかしながら、要求すれば出していただけるということですので、それでよろしくお願ひしたいと思います。

それで、民間の幼稚園なのですけれども、その幼稚園の方が出していただきたくないというのであればこれは仕方がないと思いますが、ただその幼稚園の方ももしかして不安な方もいらっしゃるのではないかなと思いますので、安心を得るために公表していただくという方法も一つあるのかなと私は思っておりますので、その辺のところもよろしくお願ひしたいなと思います。

それから、4点目の土壌検査に関しましては、これ既に本当に各ホームページに載っておりますので、この質問を出す段階ではまだこれからはかるということでしたのでこういう質問になってしまいましたが、載っております。それで、80ベクレルという、今のところはですね、500ベクレルをかなり下回っているのです、まあまあ大丈夫なのかなという思いでおりますけれども、今後ももしはかられたときは公表をお願ひしたいなと思います。

それから、5点目の給食についてなのですけれども、今度購入するその機械で調べていただけるということの協議を始めているということでございますので、ぜひやっぱり父兄の方の安心を得るためにも必ずやっていただきたいなと。特に葉物などにはつくとかいうことですので、お願ひしたいなと思っております。ほかの地域では本当にそれこそガイガーカウンターで、表面だけと言いますけれども、それでやっているところも、前日にそれをして、それで調理しているという牛久市とか、取手市とかですか、ありますので、そういうこともちょっと参考にしていただきまして、ぜひ安全を図ってご父兄の方の安心を得ていただくような方法を講じていただきたいなと思っております。

それから、6点目といたしまして、貸し出しは、今なさっている計測器というのは県からの貸与によるものですからもちろんできないと思いますが、独自に町で、簡易なものといっても、先ほど誤差があるというので非常に問題かもしれないのですけれども、しかしヨーロッパのほうのものですらばかなり安定性があるということですね。ソ連とか、ああいう核について研究しているところは非常にいいものができるということですので、そういうものと、そういうもので簡易なものというのはちょっとあると思うのです。そういうものをちょっと購入、町です、これは、独自



に購入して、不安な方がいる場合は貸し出す、もちろん職員つけて貸していただければ一番いいのですけれども、そこはなかなか大変だと思いますので、個人で。なぜかと言いますと、先ほどちょっとテレビでやっていたのですけれども、常陸太田市では何か住宅の検査を職員同行で、地上から50センチのところを、自分のうちの庭ちょっと不安だからという方のためのやっているということちょっと報道されていまして、そこまでいくと本当に気を使っているなど、子供たちの健康のために、あるいは住民の健康のために気を使っているなどという町の姿勢がちょっと見えますので、とてもいいことだと思っておりましたので、そういう意味で独自に購入して貸し付けというか、不安を解消するためにできないかということなのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げたような理由から、私ははかるのは測定器は1台が一番いいと思っています。いろんな測定器出されても誤差がいっぱい出てしまいます。それでやたらに不安に感じる事が起きますから、現在の状況ですと、議員さんのところへは毎週これ届いていると思います、ファクスで、検査結果。全部送ってあるわけです。送っていますよね。これ毎週検査が終わると議員さんのもとへは送られていると思うのですけれども、こういうものを見せて、そういう方いらっしゃいましたら安心して下さいよと言っていたのが一番心配はないのだと思うのです。議員さんなりそういう人たちが言うことというのは信頼性が多分違うと思います。そういうものを含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、買って貸し出したりというのは、どうなのでしょうね、果たして、今2万ぐらいから売っているのですよ、どこでも。ですから、本当に心配な人は買って、私の友達50台買ってあります。5万5,000円だったそうですけれども、その後使っているかどうか聞いていませんけれども、50台買ったのだそうですけれども、そういうふうに行って、ではどういふふうの有効に生かされているかということなのですけれども、私は機械というのは何台も買っているなはかり方はするべきではないと思ひているのです、実際。本当にこれだけが正確だというものであれば問題はないのですけれども、今度入る食品の検査の機械でも、たしか20ベクレルですか、1ベクレル単位になってくると正確には出てこないそうです。これはどんな機械でもそうだそうです。したがって、1万分の1マイクロシーベルトをはかるわけですから、機械によって誤差が出るのはこれは当然のことでありまして、町で買って貸したり、歩いてあちこちではかったり、これは高い、うちのほうは大変だ、やたらに不安をおおるだけになってしまうおそれがあるのではないかなと、私は逆にそう思ひているのです。ですから、町でははかってほしいという要望があったら、職員が行っていつもと同じ方法ではかってあげなさい、こう言ひているのですけれども、そのほうが一番、データの同じ機械で同じ条件ではかるのが一番

正確なデータが出るのですね、その機械が誤差がいずれにいたしましても。その機械としての測定値が出てまいりますから、比較的誤差が少ないと、そう思っています。

したがって、当面町で買って貸し出すとか、あるいは何台も置くとかということは今のところ考えておりません。先ほど申し上げましたように、これがさらに放射能の汚染が進んで、ちょこっとはかっても0.3マイクロとか、あるいは0.5とかという数字が出るということになれば、これはまた別に考えなければいけないと思うのですけれども、現段階では余り不安を逆にあおってしまうようなことを町がやるのはいかがなものかなというのが私の考え方なのです。ひとつよろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 私が申し上げたかったのは、町がそういうことを準備していて、皆さんの健康には気を使っていますよという姿勢が見えるといいかなという意味で質問いたしました。ですけれども、今お聞きしていますと、不安な方は職員が同行して調べてくれるということでございましたので、それでぜひお願いしたいなと思っております。

それから、7番目なのですけれども、気を使っている姿勢を見せてほしいという意味で質問しているわけなのですが、一応10月8日に講演会を予定しているということなのですけれども、これはもう講師の方が完全に決まっているのですか。どういう内容のお話になるのでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

○副町長（齊藤進君） お答え申し上げます。

講師につきましてはまだ決定ではございません。ただ、これは県の原子力安全対策課が窓口でございまして、そこの県職員の専門管というふうにお聞きをしております。現在講師につきましては調整中ということでございます。恐らくもう早急には講師の方が決定するというふうに聞いておりますので、連絡は町のほうにすぐ来ると思いますので、ひとつよろしく申し上げます。そういった状況でございまして。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 国からの原子力機関の専門家ということなのですけれども、もし決まっていなかったらほかのNGOなどの、例えばグリーンピースジャパンとか、そういうところもあるものですか、いかがなものかなと思ってちょっとお聞きしました。なぜかと言いますと、今住民がどんなこと聞きたいかという、実際の低放射線に対する対応なのですよね。例えば、野菜はどういうふうにしたら、ちょっと、聞くところによると、塩水につけておいてよく洗えばとか、そういうのがあるわ

けなのですけれども、そういった具体的な方策、低レベルですから。ですから、そういうものを聞きたいというのが多いのではないかと、実際の生活に、これからの生活に役立てていく方法を聞きたいということだと思いますので、そのような話になるのかどうかということもちょっとお聞きしたかったので。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長， 齊藤進君。

○副町長（齊藤 進君） お答え申し上げます。

今回の講演会の件は、茨城県が主体となりまして、開催を希望する市町村はございますかという実は照会がございました。境町でも手を挙げたところ、講師につきましては県のほうで手配をいたします、それと講師の旅費とかそういったものについてもすべて県のほうで賄いますよという趣旨でございますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。当然県の関係でございますので、原子力の専門家というふうなことで認識してございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） それでは、前もって、その講演会の前に何か先生と打ち合わせとかおっしゃっていたので、その中にもしかして私たちがそういう疑問があったら申し出ておけば聞いていただけるような形になるのでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副町長， 齊藤進君。

○副町長（齊藤 進君） ぜひともそのような形で講演会を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご協力、ご理解よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） それで、ほかに例えば線量が高くなったときは除染するということ今おっしゃいましたので、どのぐらいのレベルからしていただけるか、ちょっとお聞きします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長， 野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 国の基準では1マイクロシーベルトになっていますね。それで、0.3を超えたら、これは一応私としては注意しなければいけないのではないかと考えていますので、さっき言いましたとおり、機械によって出る可能性があるのですって。そういうものはあるのだそうですけれども、現在私のほうではかっている機械、これ10万以上する機械ですから、そう安物ではありませんのでや正確だと思っておりますが、この機械で0.3以上出てきたら、これはちょっと、茨城県ですと県南地区

が何力所か出ています，正直申し上げまして。県南地区と県北で一部出ていますけれども，それ以外では余り出ているところはありません。そういうところはもう，名前挙げていいかどうかわかりませんが，守谷だとか，取手だとか，牛久とかという，もう除染作業，庭，保育所や何かは行っているようでありましてけれども，私も年じゅうホームページでよその情報を調べているのですが，見ていただくとわかりますが，1けたちょっとちがった数字が出ていることも事実でございます。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し，質問はございますか。

○9番（内海和子君） ありません。

○議長（橋本正裕君） これで1項目めの質問を終わります。

次に，2項目めに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） 政治倫理条例につきまして，境町の事務所を拠点に官製談合が報道された。町でも政治倫理条例など策定が必要ではないかのご質問でございますが，まず官製談合防止につきましては，当境町におきましては，境町談合情報対応マニュアルを作成し，この中には情報の確認を初めとして，報告書の作成，委員会の招集及び審議，公正取引委員会への通報，加えて具体的な対応につきましても詳細に定められており，また一般競争入札時には業者に対し，法に抵触する行為は行ってはいけない旨の誓約書の提出を求めるなど，厳しく対処することになっております。

次に，政治倫理条例策定につきましては，近隣市町，坂東市，古河市，五霞町，八千代町について調査をいたしましたところ，今のところ策定されていない状況にあることから，条例制定につきましては慎重を期したいと考えておりますので，ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し，質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 今までにいろんな不祥事が起きたのが結構県西地区多かったのかなという気もいたしますし，今お伺いして，私も調べてわかっていましたけれども，坂東市とか，五霞，古河とかみんな倫理条例がありませんですね。ですので，県西地区でつくりますれば，この境町が一番小さくてもちゃんとしてやるよという，そういったメッセージが何かしら出せるのではないかなという思っているのです。それで，境町でも結構いろいろ今までにあったと思いますし，いろいろと過去の私も議員になる前から傍聴していますので，そのときにいろんな方のやりとりというのをつぶさに見ているわけですが，そのころの議事録を読みますと，本当にいろんなことがよくわかるわけなのですけれども，そういうものを見ていて，政治倫理条例ができなかった。それで，私が言ったときもできなかったというのは，多分今の議員のメンバーも違いますし，いろんな意味でできなかった

のではないかなと思いますけれども、今回も、そのころかどうかちょっとわかりませんが、七、八年前にもやはり指名停止をした業者がいて、その業者も今回も入っていました。だから、そういう状況を見ますと、本当に果たしていろんな意味でクリーンになっているのかなということが、公明正大になっているのかなということがちょっと疑問になりますので、工事請負だけでなく、そのほかのことについても、実は私はいろいろとちまたで歩いていますと、去年もことしも職員の採用をしていますので、そういうときにどうして入れるのかみたいなことを聞かれたりするわけなのですが。かつての首長さんの中にはいろいろと自分がやめるときに何十人か入れたとかいう方もいらしたようですから、そういうことを経てやってきているわけですから、ここでは、野村町長になってからはちゃんと公明正大に、しかも4年間採用していませんでしたから、そういう公明正大にやっていますよということで私は説明するわけなのですが、住民の方の中にはそういうことがよくわからないというか、疑問に思っている方が多くいて、いまだにそういったちょっと不愉快なことを私も聞きますので、そういう住民の方がこの町が透明であるということを見せるためにも、やはり何がしかの条例、あるいは綱領でもそれはいいと思うのですが、つくるべきかなと思っておりません。

これは本来でしたら、この条例だけでなく、自治基本条例とか、あるいは議会基本条例なんかのも一緒にできればいいと思いますけれども、その辺のところ、私も自治基本条例のことについてもかつてお聞きしましたら、それは検討しますということをお答えいただいているのですが、それとあわせていかがなのでしょう。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 政治倫理条例につきましては、つい最近では大洗町が制定されています。また、これつい、多分先月の20日ごろだったと思います。政治倫理条例というのは、私たち政治家、町長、あるいは特別職の副町長も入るかもしれません。あとは議員さんなのですね、全部それを拘束する条例は。すべてそうです。ですから、ほとんどの地区が議員さん方がこういうのをつくろうよと言ってやってつくっているのが私の知る限りほとんどなのです。執行部から、極端に言えば、公選で選ばれているのは町では私だけです。ほかの人たちは、議員さんは公選で選ばれている。そういう人たちが例えば、条例見てもらうとわかりますけれども、役場に入る場合、人のあっせんをしてはいけないとか、業者のあっせんをしてはいけないとか、そういうことが規定として盛り込まれているわけなのですが、これでも談合とはもう全く違う問題なのです、問題としては。これは官製談合でありまして、政治家が絡んでいません。土地改良の職員と、県の職員と、業者によってやっぱり話し合いがあって注文をとっていたという、そういうことであります。もちろん境町の業界でも7社ほどその中に加わっていましたから、県に準じて6カ月間指名停止をやらせていただいています。

したがいまして、政治倫理条例につきましては、私のほうではつくっていただいてもなお大いに結構でございます。議員さん方よく協議をしていただいて提案をしていただければ、いつでも結構でございますので、ぜひ検討をしていただきたいと、こう思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 確かに政治倫理ですからね、やっぱり選ばれている者がちゃんとするという意味ですけれども、ここちょっと引用しますと、政治倫理条例とは、議員や首長がその権限や地位の影響力を不正に行行使して自己または特定の者の利益を図ることを防止する条例で、政治倫理基準や住民の調査請求権などを明示するものというふうになっていますので、この条例つくることによって住民の方も監視の目がいくということです。先ほど私が一番最初の質問の中で申し上げたとおり、首長や私たちだけでなく、職員の皆さんにとってもやっぱり襟を正していただくという意味のその倫理観なのですけれども、だからそれをつくっていただければいいのかなと思っておりますので、これは町長が今、議会でやっていただけるのならということ、ほかのところ確かに議員立法でほとんどできていますね。ですので、やっぱりそれはもちろん私たち議員がちゃんとしなければいけないと思いますけれども、公明、開かれた議会という意味でやっていかなければならないと思いますので、これぜひ議会の皆様方、特に議長にはお願いしたいなと、検討事項としてお願いしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、先ほど町長ちょっと勘違いしていらっしゃると思うのですけれども、談合は談合で、これは官製ですから、ここにはもちろん関係ないわけなのですけれども、ただこの地域で起こったということは、そういった風潮と言うとあれかもしれません、風習みたいなものがあるとするならば、そういうものを是正するためにもあえてつくっていく必要があるのではないかなという意味で申し上げますので、その辺のところご理解いただきたいと思います。

それで、最後に、これちょっときょうおもしろかったのですけれども、朝日新聞の茨城版の「視点」に非常におもしろいことが書いてありまして、水戸黄門がテレビでなくなりまして、それに絡めてこの方書いているわけなのですけれども、視聴率の低迷だけでなく、世界観そのものへの揺さぶりではないかと、日本人の気質を象徴するドラマの終焉は、一面では日本社会の脱皮のあらわれと言えるかもしれない。現実の政治や日常の割り切れなさゆえに、安定した勧善懲悪の虚構に溜飲を下げていたのはわかる。しかし、そうも言っていられぬほど今は待たなしの課題が山積、黄門様症候群を捨て、主権者の我々自身が権力を監視し、世直しに汗を流すときだろう。茨城ではせんだってまるでお代官様と越後屋の世界のような官製談合事件が問題になったばかりだということ、これ石川トモヤさんという記者の方が、ちょっとおもしろいなと思った。確かに今世の中いろいろ変化しておりまして、これからどうなるかわからない、ある意味どうなるかわからないというものがありますので、やっぱ

りここで一たん、いわば55年体制と言うとオーバーかもしれませんが、そういった古い体質はやっぱり一掃していただく、そういう意味で新しい条例をつくっていくということ、非常に大切なと思います。そして、これを基本にもちろんほかの条例も、自治基本条例あるいは議会基本条例など本当はつくるべきだと私は思っておりますので、その辺のところも議長にはよろしくお願ひしたいなと思っておりますので。

以上です。あと3分あります。町長、何かちょっとありましたら。

○議長（橋本正裕君） 内海和子君。

○9番（内海和子君） ありがとうございます。それで、もしつくる場合、とても私も何遍もいろいろのところを検索しまして、町レベルでも、例えば利根町はとても小さいあれですけども、とてもよくできております。それから、美浦村とか、常総市とかいろいろとったのですが、一番ちょっとお友達に紹介されて感心したのは、福岡県の築上町というところの、2万人足らずの町なのですけれども、とてもいい条例ができております。こんなものをちょっと参考にして私たちもつくっていただけらなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答えさせていただきます。

たしか政治倫理条例、北海道の栗山町が一番最初だったような気がいたします。そこへ方々勉強に行って、あちこちができるようなことになったような、私の記憶ですけども、ございますけれども、いずれにしても政治倫理条例というのは、政治家に対する信頼がないというから、ですから条例で決めようということなのですね、逆を言えば。みんな信頼できないから自分たちで縛りなさいと。こういうことが指針になってしまうのではないかなと私は思っています。ですから、議員それぞれが毅然とやっぱりしていれば、そういう条例が必要なかどうかというのは、これは別の問題ですけども、私は条例つくっていただくことには何の抵抗もありません、正直申し上げまして。ぜひつくっていただいたほうが私はいいかもしれない、もしかしたら。いいことがあるような気がします、正直言って。ですから、ぜひつくっていただくことはやぶさかではありませんので、議会で協議をしていただいて、今の政治状況の中ですから、住民の方が政治不信、政治不安というのが生まれてくるのもやむを得ないのかなと思っております。そういう中で、私はせめて私たちの境町、議員さんに対しても、私に対してもそういう変な不安、不信みたいなものを持たれるようなことは絶対してはならないと思いますし、しないつもりであります。先ほど職員採用のことが言われました。よくそういうことは言われます。私のところへ来てみてください。私のところへお茶菓子持って、女房のところへ今度職員受けるのですけどよろしくと来たら、女房に帰されます。私離婚されてしまいますからと女房ははっきり断っています。それくらい厳しく私は試験を終わるまでは対処をしているつもりでありますので、

そういう昔風なあった時代のこともうわさでは聞いていますけれども、本当のことかどうか知りませんが、それなりの努力をして、それなりの能力ある人がやっぱり採用されるのが当然だと思っています。ことしも84人受けています。専門職除くと恐らく十二、三人になるかと思うのですけれども、受かる人が。それだけの厳しい壁があるわけですから、何で入るのかなんてことはないのです。3回試験やって、やっぱりそれをクリアした人が入るわけですので、その辺のところはひとつ誤解のないよう。先ほどの送っております放射能の線量と同じように、議員さんからそういうことは境のことではありませんと言っていたくことによって、今言った政治倫理というのはおのずと確立されるものと、こう思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと存じます。

○議長（橋本正裕君） よろしいですか。

○9番（内海和子君） ありがとうございます。

○議長（橋本正裕君） 以上で内海和子君の一般質問を終わります。